

◆ 明るく住みよいまちをつくるために

## 部落問題(差別)を正しく知ろう(第2回)

【問い合わせ】 人権政策課  
☎ 47-1286 FAX 47-1288

5月1日号では部落差別が今もなお存在していることをお話ししました。

今回は被差別部落成り立ちについてお話しします。

現在の被差別部落の多くは、中世の社会的差別を前提として、戦国時代から江戸時代の初めにかけて成立したとされています。

戦において鉄砲てつぽうが中心に使われ始めると戦国大名は皮革を使った鎧よろいを身に着けるため、皮革の確保に奔走しました。このため、腕の良い職人が集められ皮革の仕事をする村が増えてきました。これを「かわた村」といいます。

しかし、戦国時代が終わると「かわた村」では皮革の仕事をする人が少なくなり、江戸時代には皮革の仕事をしな「かわた村」が全国的に増えていきました。

この「かわた村」が被差別部落になっていきます。

江戸時代には民衆の反抗を防ぐため徹底した身分の

固定化が図られました。これらの地域の人たちに罪人の逮捕や刑罰の下働きを命ずるなどして、農民や町人らと対立させるようにし、被差別部落に対する差別意識を強化しました。また、差別を制度化するため被差別部落の人たちの服装を制限するなど徹底した身分政策が行われました。

こうしてみると部落差別は「人によってつくられたもの」ということがわかるのではないのでしょうか。

人がつくりだした差別は人にしか解消することはできません。

今もなお部落差別で苦しんでいる人が多くいる中で、私たち一人ひとりがこの問題に向き合うことが大切なのではないのでしょうか。皆さんでこの問題を学び、考え部落差別の解消をめざしましょう。

7月1日号では、なぜ被差別部落の人たちが差別されなければならなかったのかについてお話しします。

◆ 知らない法律は守れない

## ヘイトスピーチ解消法を知っていますか

【問い合わせ】 人権政策課  
☎ 47-1286 FAX 47-1288

ヘイトスピーチとは、「憎悪をあおる表現」「不当な差別的言動」のことで、人種、宗教、性別や性的指向など自ら変えることができない、あるいは困難な特質を理由に、特定の個人や集団に対して、暴力や差別をあおるような主張を行うことです。

また、ヘイトスピーチを行いながら、集団でデモ行進をし、差別をあおり、時には対象者への暴力を伴うヘイトデモという行為もあります。

このヘイトスピーチをなくすため、2016年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が公布・施行されました。

この法律ができた背景には、2009年から京都市で何十回にわたり、「〇〇人は日本から出て行け」「〇〇人は死ぬ」「〇〇人を殺せ」などのヘイトデモが繰り返された事件や、2011年に奈良県で部落差別と外国人差別にからむヘイトスピーチがありました。また、県内でも、2012年に四日市市で2回のヘイトデモが行われ、対象とされた人々の人権や生活がおびやかされました。

日本は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて「人種、障がいの有無など違いを理

解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会の実現をめざし、人権状況の改善を図る」ことをめざしています。このヘイトスピーチ解消法は国際的な人権の視野に立った上で成立しました。

「知らない法律は守れない」という言葉があります。ぜひ、この「ヘイトスピーチ解消法」を知ってほしいと思います。

また、「ヘイトスピーチ解消法」施行と同じ年には、差別をなくすための法律として「障害者差別解消法」「部落差別解消推進法」も施行されました。

一人ひとりが、これらの法律を知り、「差別をしない市民（自分）」「差別のない伊賀市」をつくりあげましょう。



お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

## お知らせ 6月1日は「景観の日」

国では、良好な景観形成に関する国民の意識啓発を目的として、6月1日を「景観の日」と定めています。市では、伊賀市景観計画を策定しており、市内で運用を開始しています。

一定規模以上の建築行為を行う場合は、色彩や形態などに制限があり、届出が必要となります。なかでも上野城下町地域の一部は重点区域に指定しており、より厳しい制限があります。重点区域で建築行為を行う場合は、事前に都市計画課までご相談ください。

【問い合わせ】 都市計画課  
☎ 43-2315 FAX 43-2317

## お知らせ 特産農産物の生産を支援します

特産農産物の付加価値化と栽培農家の経営向上を図るため、特産農産物の栽培農家を支援します。

【対象者】 市内に住所があり、指定された農産物（搾油用菜種・アスパラガス）を生産する組織または生産者。

### 【助成金額・対象要件】

○搾油用菜種：出荷販売または加工処理量1キログラム当たり50円  
※指定処理施設「菜の舎」へ出荷販売または加工処理をしたものに限ります。

○アスパラガス：購入1株当たり30円

※新規または更新により購入したものに限りです。

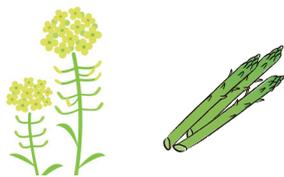
### 【申請書兼請求書の提出期限】

○搾油用菜種：「菜の舎」へ出荷販売または加工処理をした日から3ヶ月以内

○アスパラガス：新規または更新によって、株を購入した日から3ヶ月以内

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。その他申請時の必要書類についても市ホームページをご確認ください。

【問い合わせ】 農林振興課  
☎ 43-2302 FAX 43-2313



## お知らせ 間伐で森林を守ろう

市内の森林の適正管理を推進し、森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、交付決定から平成31年1月末までに一定の条件を満たす間伐を行う森林所有者などに、間伐本数に応じて補助金を交付します。

### 【補助金の額】（1本当たり）

○林齢がおおむね26～35年生  
搬出間伐：195円  
切捨て間伐：132円

○林齢が36～おおむね60年生  
搬出間伐：354円  
切捨て間伐：188円

※交付条件など、詳しくはお問い合わせください。

### 【申請方法】

農林振興課・各支所振興課（上野支所を除く）・伊賀森林組合にある申請書に必要事項を記入の上、郵送か持参で提出してください。

### 【申請期限】 6月29日(金)

### 【問い合わせ】 農林振興課

☎ 43-2301 FAX 43-2313

## お知らせ 労働保険（労災・雇用保険）の年度更新はお早めに

### ～事業主の皆さんへ～

労働保険料（平成29年度確定・30年度概算）の申告・納付は7月10日(火)までです。

### ◆年度更新集合受付会

### 【とき】

7月6日(金)・9日(月)・10日(火)  
いずれも午前9時～午後4時

### 【ところ】 伊賀労働基準監督署

（伊賀市緑ヶ丘本町1507番地の3）

※申告書記載についてご不明な場合は次の資料を持参してください。

○「概算・確定労働保険料／一般拠出金申告書」

○作成した平成29年度確定分の賃金集計表

○事業主印鑑（法人は代表者印鑑）

### 【問い合わせ】

三重労働局総務部労働保険徴収室

☎ 059-226-2100

伊賀労働基準監督署

☎ 21-0802

FAX 21-2640

【担当課】 商工労働課

## お知らせ 児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受給している人は「児童手当現況届」の提出が必要です。

現況届は、6月1日現在の状況を記入し、児童手当を引き続き受給する要件の有無を確認するためのものです。

提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、6月上旬に市から届く現況届を期限までに必ず提出してください。

### 【提出期限】 7月2日(月)

### 【提出先】 本庁舎 中2階

こども未来課・各支所住民福祉課

### 【問い合わせ】

こども未来課

☎ 22-9654 FAX 22-9646

## お知らせ ケーブルテレビ維持管理費等軽減制度

### 現況届を提出してください

現在、ケーブルテレビ維持管理費等軽減制度を受けている世帯の人は、制度を引き続き受け



ただいけるかを確認するため、現況届の提出が必要です。

現況届は対象世帯へ6月下旬に郵送します。提出がない場合は制度の利用ができなくなり、維持管理費等をご負担いただくこととなります。

### 【提出先】

広聴情報課・介護高齢福祉課・生活支援課・各支所住民福祉課

### 【提出期限】

6月29日(金)

### 【問い合わせ】 広聴情報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617

## 今月の納税

### ●納期限 7月2日(月)

納期限内に納めましょう  
市県民税（1期）

※納税は便利な口座振替で

### 【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612